

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社紀陽銀行		コード	8370
提出日	2024/12/23	異動（予定）日	2024/11/25	
独立役員届出書の提出理由	2024年11月25日付で取締役（社外）監査等委員 亘 信二が辞任したため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	西田 恵	社外取締役	○												○						有
2	堀 智子	社外取締役	○												○						有
3	足立 基浩	社外取締役	○												○						有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	西田恵氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。 同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。 同氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナー弁護士を務めておりますが、同弁護士法人と当行との間に顧問契約はありません。また、預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。 当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。	弁護士として豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していること、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため選任しております。弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法務の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
2	堀智子氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。 同氏は公認会計士事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。 当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。	公認会計士として専門的知見と財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているため選任しております。公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務及び会計の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3	足立基浩氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。 同氏に対しては役員報酬以外の支払はございません。 同氏が副学長を務めている国立大学法人和歌山大学との間には一般的な預貸金取引がありますが、直近事業年度における同国立大学法人与当行との取引の双方の経常収益に占める割合はいずれも1%未満であります。 また、同国立大学法人への寄附は、過去3年実績はございません。 当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。	大学教授として地域再生と街づくり・都市再生を研究分野とし、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているため選任しております。大学教授としての専門的な知見を活かし、主に地方創生の専門家の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## 4. 補足説明

<p>&lt;社外取締役の独立性に関する判断基準&gt; 当行における社外取締役候補者は、現在及び原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。</p> <p>(1) 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (2) 当行の主要な取引先（※2）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等 (4) 当行を主要な取引先（※1）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等 (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (6) 当行の主要株主（※3）またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (7) 次に掲げる者（重要（※4）でない者を除く）の近親者（※5） A) 上記（1）～（6）に該当する者 B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等及び重要な使用人等</p> <p>※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先 ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先 ※3 議決権所有割合10%以上の株主 ※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士 ※5 二親等以内の親族</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。